

始まります!!



町では、**戸籍事務の効率化や正確性、証明書発行時間の短縮**など住民サービスの向上を目的に、これまでの紙による管理から電算(コンピューター)による管理へと変更するための作業を進めております。なお、電算化後の証明書発行は2月25日(月)から行います。

平成24年11月号の広報にも記載しておりましたが、主な内容については次のとおりです。

●電算化で何がかわるの？

1) 電算化により、次のとおり変わります。

内 容	現 在	電 算 化 後
全員を証明する	戸籍謄本	戸籍の全部事項証明
個人を証明する	戸籍抄本	戸籍の個人事項証明
戸籍の書式	縦書き	横書き
用紙	白紙	改ざん防止用紙
公印	朱印	電子公印(黒色)

2) 本籍の表示は、次のとおり変わります。

本籍地の地番表示について、「の」の表示が削除されます。また、住民票の住所の地番表示についても同じく「の」の表示が削除されます。

例 「字上ノ国1番地の1」 → 「字上ノ国1番地1」

3) 文字の置き換えがあります

現在、戸籍に記載する人名の文字は、戸籍法で定められている「ひらがな、カタカナ、常用、人名用漢字」を使用することとなっておりますが、昔の戸籍は手書きのため、誤字などの辞書に載っていない文字で書かれているものがあります。電算化後は、このような文字は戸籍法で定められた文字に置き換えられます。

なお、対象になる方には1月下旬に文書にてお知らせしておりますので、ご確認ください。

現在戸籍に記載されている文字	伊	佐	善	藏	邊	彌	裕	龍
電算化後の文字	伊	佐	善	藏	邊	彌	裕	龍

- ・ 氏名の文字や本籍が修正された方は、住民票や印鑑登録証明書の記載も修正されます。
- ・ 修正は自動的に行うため、手続きは必要ありません。

※平成24年11月号の広報で、平成25年2月22日まで既に婚姻や死亡・養子縁組などで除籍になっている方(戸籍の氏名欄に×印がある方)は、電算化後の戸籍に登録されないと記載しておりましたが、登録される場合もあります。